

委託研究契約FAQ(2022年4月1日改訂版) 主な改定事項リスト

連番	区分	質問番号、分類		改定概要
1	共通	1001	① 物品費	<p>回答を以下の通りに変更</p> <p>【変更前】 当該書籍が、他の業務と共用で使用されるものであれば、直接経費からの支出は出来ません。しかし、当該書籍が委託研究に直接的に必要であり、当該委託研究に専ら使用されるものであれば、汎用的な辞典や辞書であっても、直接経費から支出することは妨げません。</p> <p>【変更後】 当該書籍が本委託研究に直接的に必要であれば、汎用的な辞典や辞書であっても直接経費から支出することは妨げません。</p>
2	大学等	1010	① 物品費	<p>回答を以下の通りに変更</p> <p>【変更前】 ただし、当該実験室が、委託研究のために専ら使用される場合には、研究を推進するにあたり、最低限必要な建物付帯設備や備品の設置・整備・改造費用は直接経費から支出することが可能です。</p> <p>【変更後】 ただし、本委託研究専用の実験室として、最低限必要な建物付帯設備や備品の設置・整備・改造費用は直接経費から支出することが可能です。</p>
3	企業等	1010	① 物品費	<p>回答を以下の通りに変更</p> <p>【変更前】 用途に制限のない資金か否かにかかわらず、他の研究費や自己負担金との合算により、有形・無形固定資産取得報告書への記載対象となる物品を取得することは認められません。</p> <p>【変更後】 用途に制限のない資金か否かにかかわらず、直接経費以外の資金との合算使用により、有形・無形固定資産取得報告書への記載対象となる物品(50万以上かつ使用可能期間が1年以上のもの)を取得することは認められません。</p>
4	共通	7003	⑧ 決算報告・収支簿	<p>回答①を以下の通りに変更</p> <p>【変更前】 また、ソフトウェアについては、既製品の場合は「物品費」、外注品の場合は「その他」に計上してください。</p> <p>【変更後】 試作品は「物品費」に計上してください。また、ソフトウェアについては既製品以外の製作(カスタマイズ含む)を外注する場合は製作役務として「その他」に計上してください。</p>

連番	区分	質問番号、分類		改定概要
5	共通	7004	⑨ 決算報告・収支簿	<p>回答①を以下の通りに変更</p> <p>【変更前】 市販のデジタルデータ(コンテンツ)の購入費用およびソフトウェアのライセンス使用料に係る予算費目は「その他」として ください。</p> <p>【変更後】 所有権が購入者に帰属する物品やデジタル情報等の市販品は「物品」、所有権はなく単に当該物品等を使用する権利 は「その他」としてください。 従って、デジタルデータ(コンテンツ)の購入は「物品費」、デジタルデータ(コンテンツ)やソフトウェアのライセンス使用料 やデータベース使用料等については「その他」に計上して下さい。</p>